

コーポレート・ガバナンス

東京エレクトロングループは、企業価値の最大化を目指し、
内部統制システムおよびリスク管理体制の整備・強化を推進しています。

コーポレート・ガバナンスに関する方針

当社グループは、企業価値の最大化、株主満足度の向上を重視した経営を推進するために、様々な施策を通してコーポレート・ガバナンスの充実を図っています。当社はコーポレート・ガバナンス強化における三つの基本方針のもと、最適で実効性の高いガバナンス体制を構築し、運用を行っています。

コーポレート・ガバナンスの基本方針

1. 経営の透明性と健全性の確保
2. 迅速な意思決定と事業の効率的執行
3. タイムリーかつ適切な情報開示

コーポレート・ガバナンス体制

当社グループは、監査役会設置会社です。また、取締役会と執行機関の役割をより明確化し、迅速な意思決定とよりスピーディーな事業戦略の立案・実行を図るため、2003年4月より執行役員制度を導入しています。

取締役会

取締役会は、取締役13名(うち社外取締役2名)で構成されています。経営環境の変化に迅速に対応し、経営責任をよりいっそう、明確に示す体制とするため、当社の取締役の任期は1年としています。

取締役会のなかには、代表取締役(会長・社長)を除く取締役で構成される「報酬委員会」*1と「指名委員会」*2を設置し、ガバナンスの向上を目指しています。

*1 報酬委員会：代表取締役会長・代表取締役社長の報酬を作成し、取締役会に議案を提出する。

*2 指名委員会：株主総会に提案する取締役候補者の選定、および最高経営責任者の選定を行い、取締役会にそれらの議案を提出する。

監査役会

監査役4名(うち社外監査役2名)で構成されています。監査役は取締役会などの重要な会議に出席するほか、業務監査、会計監査、リスク管理の評価を行うとともに取締役の職務執行を監査しています。2009年3月期は合計6回の監査役会を開催しました。

内部統制システムおよびリスク管理体制

当社グループは、企業価値向上のために、また、すべてのステークホルダーに対して責任のある行動をとるために、実効性のある内部統制の強化に取り組んでいます。内部統制基本方針(2006年5月制定、2008年4月に一部改訂)に基づく実践的活動を行うとともに、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制」への対応を実施しています。

内部統制・リスク管理体制をより実効的に構築し、強化していくため、2008年6月より内部統制担当取締役を任命するほか、2009年4月よりコンプライアンス・内部統制担当執行役員を任命するとともに、リスク管理・内部統制推進室を新設しました。

また、内部監査部門として、当社グループの国内・海外拠点における業務監査、コンプライアンス監査、システム監査を実施し、内部統制システムが有効に機能しているか評価を行い、必要な場合には現場への業務改善の支援を行う監査センターを設置しています。

■ コーポレート・ガバナンス体制、内部統制システムおよびリスク管理体制の模式図

